

法人県民税

■均等割の税率

法人の区分	税率	
	平成20年4月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度	
資本金等の額が50億円を超える法人	840,000	
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	567,000	
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	136,500	
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	52,500	
資本金等の額が1,000万円以下の法人、公益法人等	21,000	

■法人税割の税率

法人の区分	税率	
	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和8年3月31日までに開始する事業年度
次のいずれかに該当する法人 ・資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人 ・課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人 ・保険業法に規定する相互会社	4.0%	1.8%
上記以外の法人	3.2%	1.0%

法人事業税

事業の区分	法人等の区分	所得等の区分	税率		
			平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
1 2、3以外の事業	外形標準課税法人 普通法人 (資本金1億円超)	所得のうち年400万円以下の金額	0.3%	0.4%	
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	0.5%	0.7%	
		所得のうち年800万円を超える金額	0.7%	1.0%	
		3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	0.7%	1.0%	
		付加価値額	1.2%		
	普通法人 (資本金1億円以下) 〔一般の法人、一般社団・一般財団法人など〕	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	5.1%	5.3%	
		所得のうち年800万円を超える金額	6.7%	7.0%	
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	6.7%	7.0%	
		特別法人 〔協同組合、信用金庫、医療法人など〕	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
特別法人	所得のうち年400万円を超える金額	4.6%	4.9%		
	資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	4.6%	4.9%		
2 電気供給業(3の事業を除く)、ガス供給業、保険業		収入金額	0.9%	1.0%	
3 電気供給業 〔発電事業、小売電気事業、特定卸供給事業※〕	外形標準課税法人	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%
		付加価値額	—		
	普通法人 (資本金1億円超)	収入金額	—		
		資本等の額	—		
		0.9%	1.0%	0.75%	
普通法人 (資本金1億円以下)	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%	
	特別法人	所得金額	—		
特別法人		所得金額	1.85%		

※令和3年度改正において、電気供給業のうち配電事業及び特定卸供給事業に係る課税方式が定められました(R4.4.1以後終了事業年度から適用)(裏面参照)。

地方法人特別税

課税標準	税率	
	平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人(資本金1億円超の普通法人)の法人事業税所得割額	414.2%	廃止
外形標準課税法人以外の法人の法人事業税所得割額	43.2%	
収入金額課税法人の法人事業税収入割額		

・平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度について地方法人特別税が課税されます。

特別法人事業税

課税標準	法人等の区分	税率	
		令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
法人事業税所得割額 (発電事業、小売電気事業、特定卸供給事業※に係る所得割額を除く)	外形標準課税法人(資本金1億円超の普通法人)	260.0%	
	外形標準課税法人以外の普通法人	37.0%	
	外形標準課税法人以外の特別法人	34.5%	
法人事業税収入割額	電気供給業(下欄に掲げるものを除く)、ガス供給業、保険業を行う収入金額課税法人	30.0%	
	電気供給業(発電事業、小売電気事業、特定卸供給事業※)を行う収入金額課税法人	30.0%	40.0%

・令和元年10月1日以後に開始する事業年度から特別法人事業税が課税されます。

(1) 申告書等の押印の廃止について

令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類について、提出者等の押印を求めているものについては、原則押印を要しないこととされました。これにより、法人県民税・事業税等に係る申告書についても押印が不要となりました。また、本県では県独自制定様式についても押印を不要とします。

押印が不要となった書類	確定等申告書（第6号様式、第6号様式（その2））、予定申告書（第6号の3様式、第6号の3様式（その2））、法人の設立等届出書、法人の異動・変更届出書 等
-------------	--

※申告様式等に押印欄があっても、押印していただく必要はありません。

(2) 電気供給業のうち配電事業及び特定卸供給事業に係る法人事業税の課税方式について

電気事業法において配電事業及び特定卸供給事業が創設されたことに伴い、令和3年度税制改正において、電気供給業のうち配電事業及び特定卸供給事業に係る法人事業税の課税方式が定められました。

[令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用]

事業区分		課税区分		法人事業税税率
電気供給業	一般送配電事業 送電事業 配電事業 特定送配電事業	収入金額		1.0%
	発電事業 小売電気事業 特定卸供給事業	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人 (一般社団・一般財団法人等を除く。)	収入金額	0.75%
			付加価値額	0.37%
		それ以外の法人	資本金等の額	0.15%
			収入金額	0.75%
		所得金額	1.85%	

※ 特別法人事業税の税率については、裏面をご覧ください。

(3) 法人事業税付加価値割における賃上げ及び投資の促進に係る税制について（※経過措置）

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度について、賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直しにより、次の要件を全て満たす場合には「新規雇用者給与等支給額」を法人事業税付加価値割の課税標準から控除します。（※雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限とする。）

【要件】

- (1) 新規雇用者給与等支給額が前年度を2%以上上回ること
- (2) 雇用者給与等支給額が前年度を上回ること

● お問い合わせ先

名称	所在地	電話番号	ファクシ番号	管轄区域（※）
東部県税事務所 課税課 事業税担当	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176	0857-20-3515	0857-20-3519	鳥取市・岩美郡・八頭郡
中部県税事務所 課税課 事業税担当	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3109	0858-23-3118	倉吉市・東伯郡
西部県税事務所 課税課 事業税担当	〒683-0054 米子市糺町1丁目160	0859-31-9622	0859-31-9613	米子市・境港市・西伯郡・日野郡
県庁 税務課 課税担当	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220	0857-26-7054	0857-26-7087	—

※鳥取県内に本店が所在する外形標準課税対象法人及び収入金課税法人は、上記にかかわらず東部県税事務所が所管します。